第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書

令和　8年　6月　30日

住　　所　長崎県大村市箕島町５９３番地

事 業 者 名　長崎空港ビルディング株式会社

代 表 者 名
（役職名および氏名）　代表取締役社長　衛藤　勇

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の４の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

■旅客施設の整備に関する事項
移動円滑化基準に適合した整備等を実施しており今後は高齢者、障害者等の快適なターミナルビル利用を目指した取り組みを行う。
・旅客搭乗橋(PBB)更新時のバリアフリー型PBBの順次導入。
・ロビーの視認性改善、館内サインの見直し、エレベーターの視認性改善等。
■旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
①全社員に対して、高齢者・障害者等への対応に関する教育訓練の実施。
②高齢者・障害者からの意見を含めて、館内投函箱・ホームページに寄せられた「お客様の声」に対して、他事業者とも共有し改善に努める。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
・旅客搭乗橋(PBB)	・PBB更新時にユニバーサルデザインPBBを順次導入予定。【長崎:6基設置】 →2021～2023年度：3基更新済、残り3基についても計画中（2027年度～計画中）

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
ターミナルビル内階段	手摺りの設置及び階段に通ずる場所を示す点字も設置済。 今後もユニバーサルデザインの内容変化に柔軟に対応し、バリアフリーを推進していきたい。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
高齢者・障害者に関する民間資格を持つ職員の配置及び有資格者の養成	全ての接客部門（案内所、直営売店・飲食店、カードラウンジ）に「サービス介助士」有資格者を配置。 ※2026年4月現在、社内に84名の有資格者が在籍 ・サービス介助士資格 2026年度は新規に5名資格取得予定

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
・筆談器の活用 ・車椅子の活用 ・ウエブアクセシビリティ	・案内所に簡易筆談器及びタブレット端末の筆談アプリの設置（聴覚障害者等の対応に活用） ・1階案内所に3台、2階ｶｰﾄﾞﾗｳﾝｼﾞに1台車椅子を設置（高齢者・障害者に対応） ・長崎空港ホームページのトップページに「お手伝いが必要なお客様へ」のアイコン、及び「施設・サービス」ページに「お体の不自由なお客様へ」のアイコンを設置

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
・研修の実施 ・研修会への参加 ・定期防災訓練における障害者への対応訓練の実施	・全社員に対しサービス介助術習得のための社内訓練を実施。 ※「サービス介助士」有資格者を「社内インストラクター」として育成し、社内インストラクターが普及訓練を実施 ・(一社)全国空港事業者協会等が開催するバリアフリーや接遇に関する研修会、技術研修会等へ参加し、職員の知識向上及び今後の施設改修時に反映させていく。 ・災害時において、障害者の避難誘導を確実に行うことができるよう、車いす利用者や視覚・聴覚障害者役を配置して、避難誘導における対応訓練を実施（2026年12月予定）

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
・館内施設及び職員配置 ・ポスター、サイネージの掲出	・長崎空港ホームページにて情報発信（変更及び更新時含） ・高齢者、障害者、ベビーカー使用者など、全てのお客様が施設を円滑に、安心して利用できるよう、館内のお客様へ適正な配慮や理解を求めるポスター及びサイネージをターミナルビル内に掲出する。

Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・車いす利用者や障害者の公共交通利用の際には情報共有を行い、よりよい環境づくりを推進する。 ・知的障害、精神障害の特性のある方やそのご家族が利用しやすくなる施設の整備を行う。

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由
－	－	－

Ⅴ　計画書の公表方法

長崎空港ホームページ及び長崎空港ビルディング株式会社の会社ホームページにて公表。

Ⅵ　その他計画に関連する事項

・PBB更新については、当社のPBB更新計画に基づいて実施中。

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２　Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３　Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。